

令和6年9月市議会定例会議提出議案

令和6年9月2日提出

区 分	件 数
予算決算関係	1 1
条例関係	1 0
その他議案	1 3
報告	8
計	4 2



福島市
FUKUSHIMA CITY

*この資料は、主な改正点等について、参考まで記載したものです。

【予算・決算関係 その①】

- 1 議案第111号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第112号 令和6年度福島市一般会計補正予算（第4号）
- 3 議案第113号 令和6年度福島市水道事業会計補正予算
- 4 議案第114号 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算
- 5 議案第115号 令和6年度福島市土地区画整理事業費特別会計補正予算
- 6 議案第116号 令和6年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算
- 7 議案第117号 令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算

【予算・決算関係 その②】

8 議案第118号 令和5年度福島市各会計歳入歳出決算認定の件

9 議案第119号 令和5年度福島市水道事業会計決算認定

及び剰余金処分の件

10 議案第120号 令和5年度福島市下水道事業会計決算認定

及び剰余金処分の件

11 議案第121号 令和5年度福島市農業集落排水事業会計決算認定の件

【条例関係 その①】

12 議案第122号 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件

児童手当法の一部改正に伴い、児童手当支給にかかる所得制限が撤廃されることから、特定個人情報の取扱いの見直しを行う。

【主な改正内容】

特定個人情報の利用対象から特例給付を削除

※1 特例給付とは？

児童手当の支給要件を超える所得がある方に、特例（所得上限あり）で月額5,000円を支給するもの

※2 児童手当における特定個人情報の利用とは？

市が、申請書等の審査のため、所得情報等について公簿等の確認を行うこと又は関連する業務に児童手当の支給情報を提供し、申請者の負担軽減を図るもの

（令和6年10月1日から施行）

【条例関係 その②】

13 議案第123号 福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 制定の件

災害の発生又は発生のおそれにより、市外の地方公共団体の区域へ派遣され災害
応急作業等に従事する職員に特殊勤務手当を支給するための改正を行う。

【主な改正内容】

災害応急作業等派遣手当を新設

※1 災害応急作業等とは？

被災した住家等の罹災証明に関わる被害認定調査や避難所等の運営支援など

※2 手当額は？

日額 710円（令和6年能登半島地震など大規模な災害の場合 日額 1,080円）

【公布の日から施行（適用は令和6年1月1日）】

【条例関係 その③】

14 議案第124号 福島市長の調査等の対象となる法人を定める条例の一部を改正する条例制定の件

地方自治法施行令の規定に基づき、市が経営状況を確認し議会に報告する必要がある法人が吸収合併により消滅したため、削除する改正を行う。

【主な改正内容】

対象から株式会社福島テクノサービスを削除

※対象の法人は？

本市が資本金等を4分の1以上2分の1未満出資し、当条例で定めた法人等

(公布の日から施行)

【条例関係 その④】

15 議案第125号 公衆浴場事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する 条例制定の件

公衆浴場の持続可能な経営のため、入浴料を見直すとともに、温泉地の活性化と利用促進を図るため、柔軟な企画券の発行や営業時間の設定ができる新たな仕組みを導入する改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 入浴料の値上げ

施設名	項目			改正前	改正後
十綱湯 天王寺穴原湯 八幡の湯 大門の湯	入浴料	1回券	1～12歳未満	100円（障がい者無料）	<u>200円（市外の障がい者100円）</u>
			12歳以上	200円（障がい者無料）	<u>400円（市外の障がい者200円）</u>
		回数券	1～12歳未満	1,000円（12回）	<u>1,200円（10回）</u>
			12歳以上	2,000円（12回）	<u>2,500円（10回）</u>

施設名	項目		改正前	改正後	
あったか湯 (指定管理施設)	入浴料	1 回券	1 ～12歳未満	120円（障がい者無料）	<u>250円（市外の障がい者100円）</u>
			12歳以上	250円（障がい者無料）	<u>500円（市外の障がい者200円）</u>
		回数券	1 ～12歳未満	1,200円（12回）	<u>1,700円（10回）</u>
			12歳以上	2,500円（12回）	<u>3,500円（10回）</u>
		貸切風呂券	1 団体（50分ごと）	1,000円	<u>1,500円</u>

施設名	項目		改正前	改正後	
鯖湖湯 仙気の湯 導専の湯 波来湯 (指定管理施設) ※切湯廃止	入浴料	1 回券	・ 波来湯以外 100円 ・ 波来湯 150円 ※障がい者無料	・ 波来湯以外 <u>200円</u> ・ 波来湯 <u>250円</u> ※ <u>市外</u> の障がい者100円	
			12歳以上	・ 波来湯以外 200円 ・ 波来湯 300円 ※障がい者無料	・ 波来湯以外 <u>400円</u> ・ 波来湯 <u>500円</u> ※ <u>市外</u> の障がい者200円
		回数券	1 ～12歳未満	・ 波来湯以外1, 000円 ・ 波来湯 1, 200円 ※いずれも12回	・ 波来湯以外 <u>1, 200円 (10回)</u> ・ 波来湯 <u>1, 700円 (10回)</u>
			12歳以上	・ 波来湯以外2, 000円 ・ 波来湯 2, 500円 ※いずれも12回	・ 波来湯以外 <u>2, 500円 (10回)</u> ・ 波来湯 <u>3, 500円 (10回)</u>

施設名	項目			改正前	改正後
もにわの湯	入浴料	1回券	1～12歳未満	120円（障がい者無料）	<u>200円（市外の障がい者100円）</u>
			12歳以上	250円（障がい者無料）	<u>400円（市外の障がい者200円）</u>
		回数券（12回）	1～12歳未満	1,200円	<u>2,000円</u>
			12歳以上	2,500円	<u>4,000円</u>

施設名	項目			改正前	改正後
中之湯 （指定管理施設）	入浴料	1回券	1～12歳未満	250円（障がい者無料）	250円（ <u>市外の障がい者100円</u> ）
			12歳以上	500円（障がい者無料）	500円（ <u>市外の障がい者200円</u> ）

（２）市、財産区及び指定管理者が、市民や観光客のニーズ等に対応した企画券を柔軟に発行できる規定を新設

（３）市及び財産区が、市民や観光客のニーズ等に合わせて柔軟に営業時間等を設定できるよう、開館時間・休館日を条例でなく規則で規定

【（１）（２）は、令和７年２月１日から施行し、（３）は公布の日から施行】

【条例関係 その④ 参考資料】

＜休館日・開館時間を規則で変更予定の施設＞

（１）飯坂町公衆浴場（令和７年２月１日から開館時間等を変更予定）

項目	変更前	変更後	
開館時間	６：００～２２：００	波来湯 鯖湖湯 導専の湯	６：００～ <u>２１：００</u>
		大門の湯 天王寺穴原湯 仙気の湯	<u>（月・水・金） ６：００～１３：００</u> <u>（火・木・土・日） １３：００～２１：００</u>
		八幡の湯 十綱湯	<u>（月・水・金） １３：００～２１：００</u> <u>（火・木・土・日） ６：００～１３：００</u>

○休館日：月曜日（鯖湖湯※）
火曜日（波来湯※・八幡の湯）
水曜日（天王寺穴原湯）
木曜日（大門の湯・仙気の湯）
金曜日（導専の湯・十綱湯）

※祝日の際は営業、振替休日なし

(2) 茂庭公園関係施設（令和7年4月1日から休業日・開業時間を変更予定）

項目	変更前		変更後
休業日	もにわの湯	年中無休	<u>木曜日・12/31～1/3</u>
	茂庭ふるさと館		
	キャンプ場等屋外施設		<u>12/1～3/31</u>
開業時間	もにわの湯	9:00～21:00	<u>(4/1～11/30) 9:00～20:00</u> <u>(12/1～3/31) 9:00～19:00</u>

【条例関係 その⑤】

16 議案第126号 福島市飯坂地区温泉施設設置条例の一部を改正する 条例制定の件

老朽化が著しく維持管理が困難で、利用者の安全安心が危惧される切湯を廃止する改正を行う。

(令和6年11月15日から施行)

【条例関係 その⑥】

17 議案第127号 飯坂町財産区温泉供給条例の一部を改正する条例 制定の件

老朽化した設備の更新等に必要な財源を確保するため、温泉使用料を値上げする改正を行う。

【主な改正内容】

<温泉使用料（毎分1リットルあたり）>

（改正前）
月額5,800円（税込6,380円）



（改正後）
月額6,000円（税込6,600円）

（令和7年4月1日から施行）

【条例関係 その⑦】

18 議案第128号 福島市農業・農村振興条例の一部を改正する条例 制定の件

食料・農業・農村基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する条項の修正

(公布の日から施行)

【条例関係 その⑧】

19 議案第129号 福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

条例中で引用する条項の修正

(令和6年11月1日から施行)

【条例関係 その⑨】

20 議案第130号 福島市子育てのための施設等利用給付の対象となる 認可外保育施設の基準を定める条例を廃止する条例 制定の件

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設の基準を規定する条例設置の根拠規定が削除されたため、当条例を廃止する。

※条例廃止後は、子ども・子育て支援法で規定する基準を適用

(令和6年10月1日から施行)

【条例関係 その⑩】

21 議案第131号 福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、現行の被保険者証の廃止に向けて、国民健康保険法の一部が改正されたことから、罰則にかかる規定の見直しを行う。

【主な改正内容】

罰則の対象から「被保険者証の返還に応じない者」を削除

※罰則とは？

「短期被保険者証」または「被保険者資格証明書」への切り替えが必要な者が被保険者証の返還に応じない場合に過料を科すもの

(令和6年12月2日から施行)

【その他議案 その①】

22 議案第132号 福島県後期高齢者医療広域連合規約変更の件

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、被保険者証等が令和6年12月2日以降発行されなくなるため、所要の改正を行う。

【変更内容】 規約の被保険者証に係る文言を修正する

23 議案第133号 市道路線の認定及び廃止の件

一般公共の用に供するため5路線を認定する。また、1路線を廃止する。

(1) 路線数 8,025本 ⇒ 8,029本

(2) 市道延長 約2,966.9km ⇒ 約2,967.1km

【その他議案 その②】

24 議案第134号 工事請負契約の件 ((仮称) もりあい認定こども園本体建築工事)

(仮称) もりあい認定こども園本体建築工事(設計・施工一括発注)について、請負契約を締結する。

- (1) 契約金額 983,400,000円
- (2) 契約の相手方 大丸・土田・イズミ異業種特定建設工事共同企業体
代表者 (株)大丸工務店 代表取締役 大和田 知昭
- (3) 履行期限 令和8年1月30日



基本設計段階のイメージパース

【その他議案 その③】

25 議案第135号 工事請負契約の件 (こむこむ館屋根等改修工事)

こむこむ館屋根等改修工事について、請負契約を締結する。

- (1) 契約金額 578,600,000円
- (2) 契約の相手方 亀谷建設株式会社 代表取締役 五十嵐 宏夫
- (3) 履行期限 令和8年12月28日

26 議案第136号 工事請負契約の一部変更の件 ((仮称) 市民センター整備事業 本体電気設備工事)

施工工程に変更が生じたため、工事期限を変更する。

- (1) 工事期限 令和6年11月29日 → 令和7年2月14日

27 議案第137号 工事請負契約の一部変更の件 (杉妻小学校南校舎外壁等改修工事)

工事内容の変更に伴い、契約金額を変更する。

- (1) 契約金額 189,200,000円 → 207,198,200円

【その他議案 その④】

28 議案第138号 財産取得の件 (四季の里駐車場拡張事業用地)

四季の里駐車場拡張事業用地を取得する。

- (1)面積 5,200㎡
- (2)取得先 阿部 博 ほか1名
- (3)取得金額 22,464,000円



【その他議案 その⑤】

29 議案第139号 財産取得の件（矢野目小学校特別教室棟）

矢野目小学校特別教室棟に供するものとして、建物を取得する。

- (1)所 在 福島市南矢野目字関端2番1号
- (2)構 造 軽量鉄骨造 2階建
- (3)床 面 積 643㎡
- (4)取 得 先 日成ビルド工業株式会社 郡山支店 支店長 中野 孝昭
- (5)取得予定金額 235,998,400円

30 議案第140号 財産取得の件（消防ポンプ自動車）

福島市消防団第9分団の消防ポンプ車を1台更新する。

- (1)契約金額 22,880,000円
- (2)契約の相手方 株式会社ネイチャー 代表取締役 山本 務
- (3)納 期 令和8年3月31日

【その他議案 その⑥】

31 議案第141号 財産取得の件（はしご付消防車）

福島南消防署のはしご付消防車を1台更新する。

(1)契約金額 247,940,000円

(2)契約の相手方 株式会社モリタ仙台支店 支店長 高岡 雄二

(3)納 期 令和7年3月31日

32 議案第142号 財産取得の件（高規格救急自動車）

福島消防署の高規格救急自動車を1台更新する。

(1)契約金額 38,500,000円

(2)契約の相手方 福島トヨタ自動車株式会社 福島店 店長 齋藤 康二

(3)納 期 令和7年3月31日

【その他議案 その⑥】

33 議案第143号 財産処分の件（笹谷市有地）

福島市笹谷地内に所在する市有地について、医療施設を核とした施設用地として処分する。

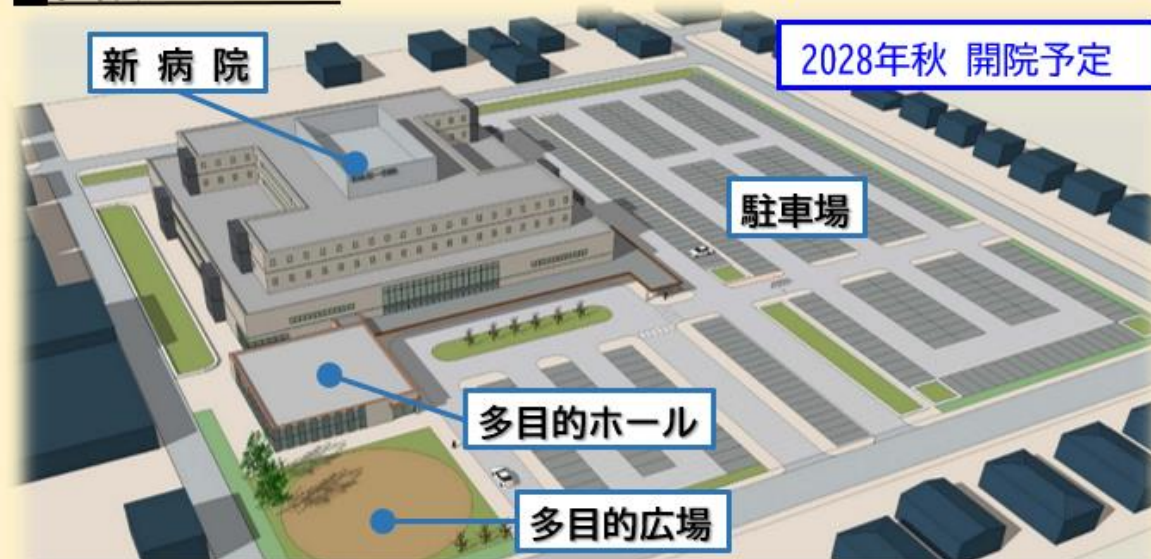
(1)所 在 福島市笹谷字片目清水3 6 番 1 ほか

(2)面 積 2 6, 0 0 3. 2 3 m²

(3)処 分 額 1, 2 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円

(4)処 分 先 社会医療法人 福島厚生会（事業所名 福島第一病院）
理事長 星野 俊吾

施設イメージ



※提案時における計画であり、今後の検討により変更することがあります。

【その他議案 その⑦】

34 議案第144号 財産処分の件（南矢野目市有地）

福島市南矢野目地内に所在する市有地について、商業施設を核とした施設用地として処分する。

- (1)所 在 福島市南矢野目字中谷地33番地
- (2)面 積 28,503.13㎡
- (3)処 分 額 2,000,000,000円
- (4)処 分 先 イオンタウン株式会社
代表取締役 加藤 久誠

施設イメージ

2027年春 オープン予定



※提案時における計画であり、今後の検討により変更することがあります。

【報告 その①】

- 35 報告第16号 福島市一般会計予算の継続費精算の件
- 36 報告第17号 福島市下水道事業会計予算の継続費精算の件
- 37 報告第18号 令和5年度福島市健全化判断比率及び
資金不足比率報告の件
- 38 報告第19号 福島市農業・農村振興条例に基づく年次報告の件
- 39 報告第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
に基づく報告の件
- 40 報告第21号 福島市中小企業振興基本条例に基づく報告の件
- 41 報告第22号 市が資本金を出資している法人の事業計画等提出の件
- 42 報告第23号 専決処分報告の件

令和6年度 9月補正予算の内容

(一般会計補正予算 第3・4号)

- | | |
|------------------------|---------------------|
| 1 児童手当制度の拡充 | 8 福島駅東西通行に関する社会実験 |
| 2 学校施設リフレッシュ事業の推進 | 9 四季の里整備 |
| 3 放課後児童クラブの運営及び開設支援 | 10 信夫山公園開園150周年記念事業 |
| 4 スクールロイヤールの配置 | |
| 5 高齢者への公共交通利用助成 | |
| 6 ふくしまシティハーフマラソン2025開催 | |
| 7 再開発エリアの活用 | |

一般会計補正予算額

57億8,508万円

(単位 千円)

	事業費 合計	財源内訳				
		国	県	市債	その他	一般財源
補正第3号	133,735	28,587		80,300	8,848	16,000
補正第4号	5,651,349	758,491	146,189	299,800	52,800	4,394,069

【参考】令和6年度予算累計額(一般会計)

1,265億8,530万円

1 児童手当制度の拡充

補正額：760,400千円

全てのこども・子育て世帯を対象とする、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化として、児童手当が令和6年10月分（令和6年12月支給分）から抜本的に拡充されます。

	拡充前(9月分まで)	拡充後(10月分から)
① 支給対象児童	中学生修了まで	高校生年代(18歳に達した年度末)まで
② 所得制限	あ り	な し
③ 支給額(月額)	3歳未満：15,000円 3歳～小学生：第1・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 中学生：10,000円	3歳未満 第1・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 3歳以上～高校生年代 第1・2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第3子以降のカウント	高校生年代のお子さんから年齢順にカウント	大学生年代のお子さんから年齢順にカウント
④ 支給月と回数	年3回(6・10・2月)	年6回(偶数月) 初回はR6.12

2 学校施設リフレッシュ事業の推進

補正額：600,000千円

学校の外壁から劣化したコンクリート片が落下する事案が発生したため、市立の全小中学校、幼稚園の緊急点検を実施しました。その結果を踏まえ、年度内に緊急修繕を実施するとともに、校舎の屋上防水や外壁改修などをさらにスピードアップして実施し、子どもたちの安全安心で快適な学習環境の整備を図ります。

緊急点検



緊急修繕



実施箇所

小学校	43/43
中学校	18/19
幼稚園	10/10
今年度中に実施	

リフレッシュ事業



スピードアップ



3 放課後児童クラブの運営及び開設支援

補正額：215,809千円

放課後児童クラブの安定的な運営を支援するとともに、4学区の児童受け入れ体制の強化が必要であることから、新たな放課後児童クラブの開設を支援し、待機児童の解消や、児童の安全安心な居場所づくり、保護者が家庭と仕事を両立し、安心して子育てできる環境整備を図ります。

◇放課後児童クラブ運営支援

市内96全クラブに対して放課後児童クラブの委託料を増額します

拡充イメージ(児童数36～45人 年間開所日数250日以上の場合)

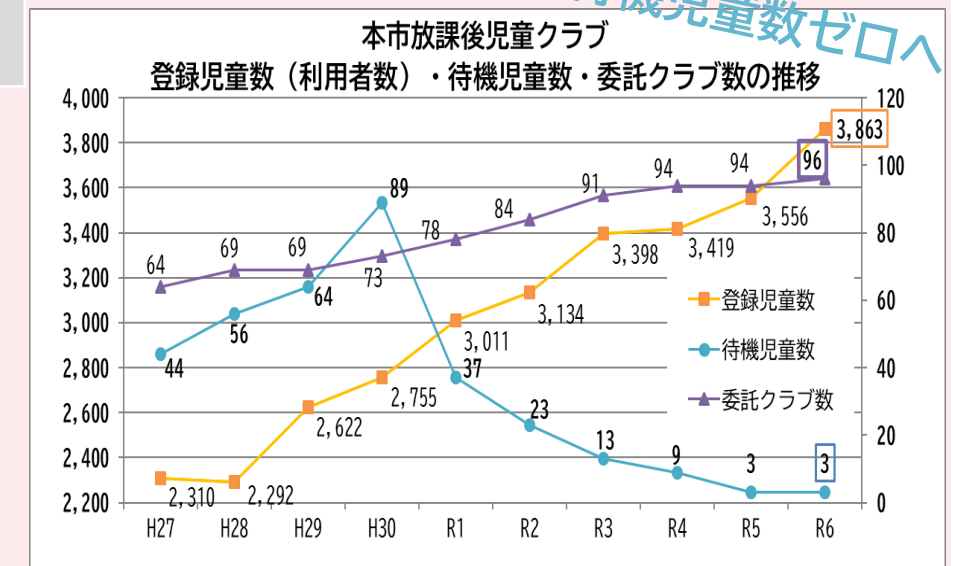
区分	補助要件	支援員	補助基準額	クラブ数
① 創設	常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合		4,734千円 ⇒6,552千円	68/96 クラブ
② 現行	常勤・非常勤を問わず放課後児童支援員等を2名以上配置(2名中1名は補助員も可)		4,734千円 ⇒4,868千円	28/96 クラブ

さらに開所日数、長時間開所、障がい児受入推進などの加算部分についても補助基準額を増額。

◇放課後児童クラブ開設支援

学区	定員	備考
第三小学校区	+21	1クラブ閉鎖・開設
渡利小学校区	+40	1クラブ開設
大森小学校区	±0	1クラブ閉鎖・開設
野田小学校区	+40	1クラブ開設
	+101	2クラブ増

待機児童数ゼロへ



4 スクールロイヤーの配置（学校法律相談事業）

補正額：165千円

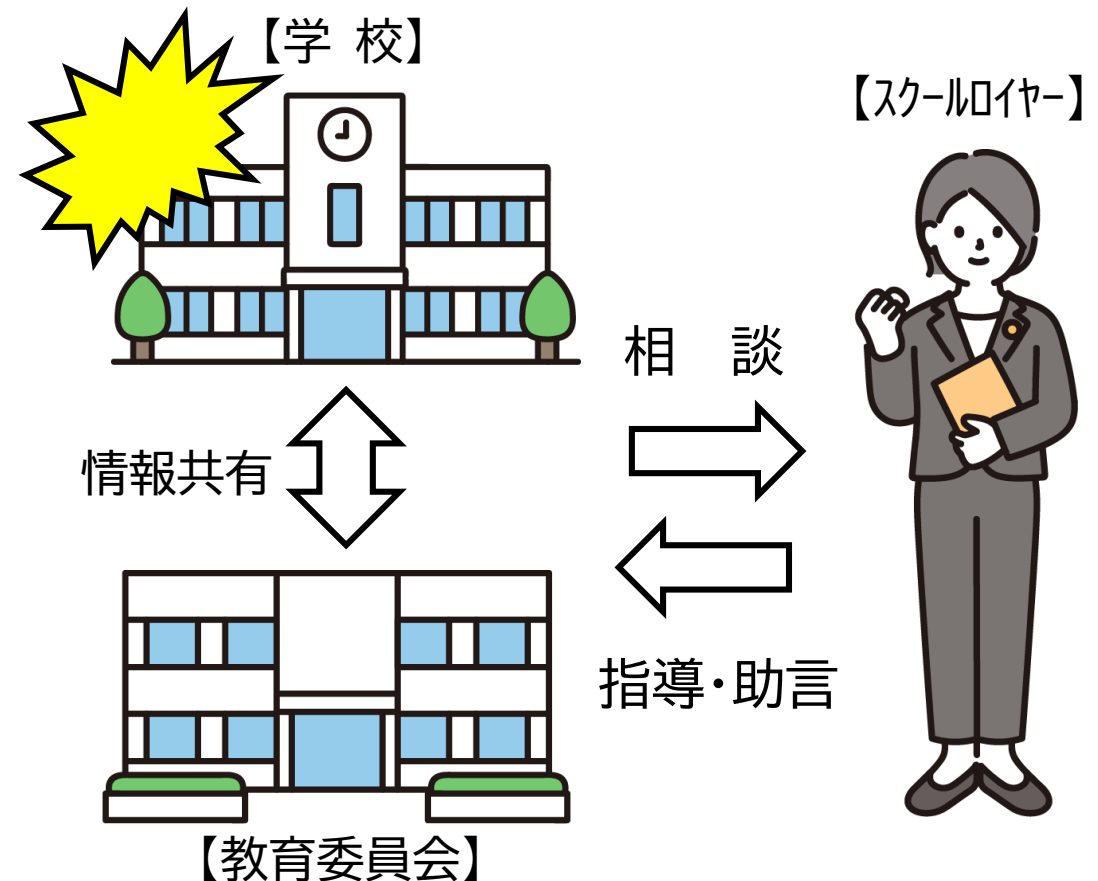
学校における児童生徒のいじめや虐待問題など、複雑化した諸課題への早急な対応と迅速な解決を目指します。

（１）想定される内容

- ・ いじめへの対応
- ・ 児童生徒の問題行動などへの対応
- ・ 学校事故に関する対応
- ・ 学校、教員への過剰な要求に関する対応

（２）期待される効果

- ・ 安全・安心な学びの場の提供
- ・ トラブルの未然防止
- ・ 問題が深刻化する前の早期対応、早期解決
- ・ 学校の支援体制の充実



5 高齢者への公共交通利用助成

債務負担行為

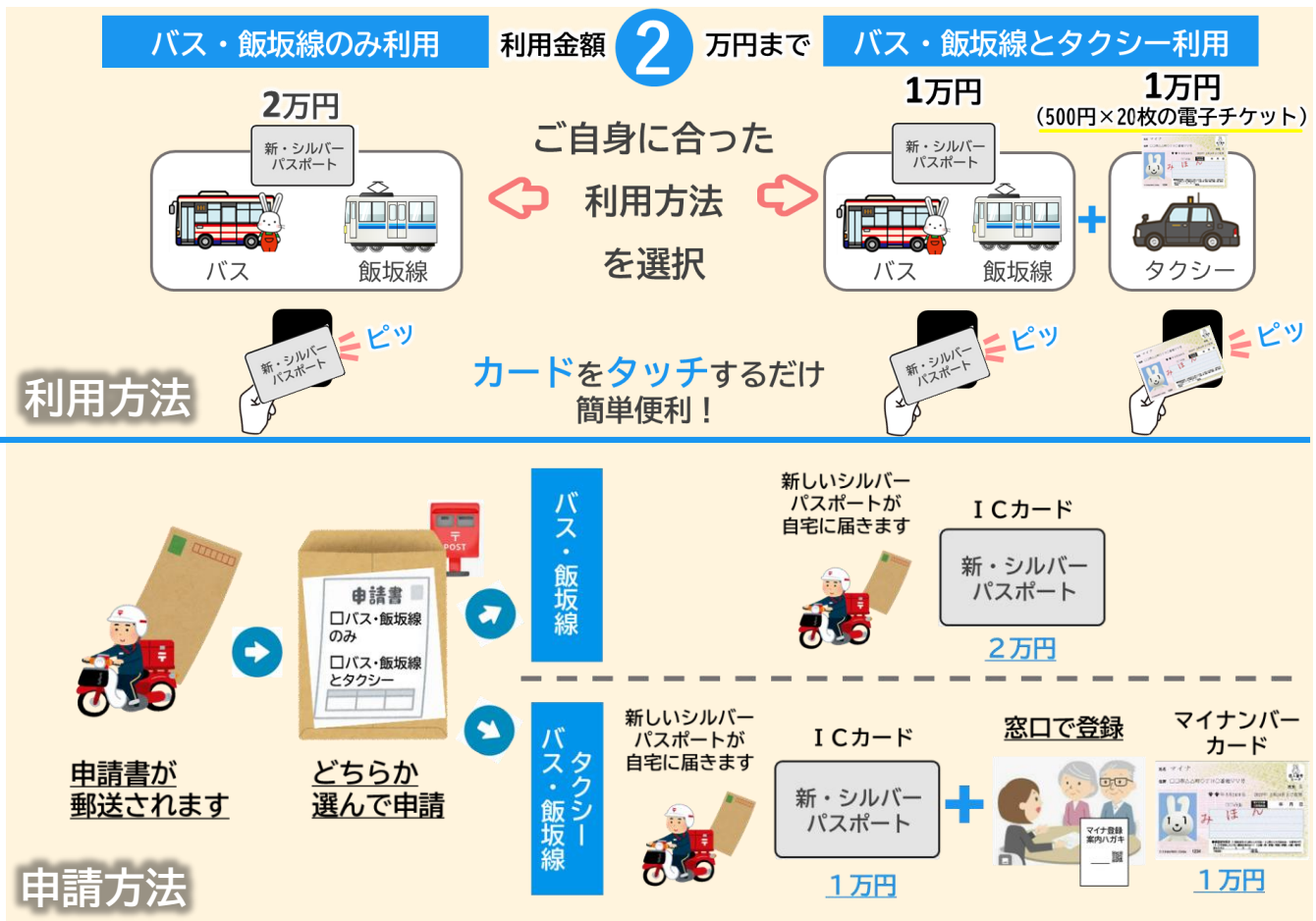
高齢者の積極的な社会参加と公共交通の利用促進を目的に実施してきたシルバーパスポート事業は、令和7年度からより多くの方に利用しやすく、持続可能な制度に生まれ変わります。

新制度のポイント

- ・ **タクシーを追加**し、市内全域で利用しやすい制度に
- ・ どちらの利用方法でも、等しく上限額 **2万円**（年額）を設定
- ・ タクシーを利用される方は、バス・飯坂線と併用で **1万円** ずつとし、公共交通全体の持続性に配慮

スケジュール

9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	4月
◆ 申請書郵送開始							新制度開始
◆ タクシー選択者へ登録窓口案内はがき送付開始							
タクシー選択者用 マイナカード登録窓口開設（本庁・6支所） 							
新シルバーパスポート郵送 ◆							



6 ふくしまシティハーフマラソン2025開催

債務負担行為：55,000千円

オールふくしまの力を結集した手厚いおもてなしで福島の魅力を発信！
さらにブラッシュアップをかけた第3回大会開催に向け始動します。

■開催日／令和7年5月18日（日）

■会 場／誠電社WINDYスタジアム
（信夫ヶ丘競技場）

■競技種目／ハーフマラソン
※（公財）日本陸上競技連盟公認コース
10km、親子ペア、車いす

■参加定員／5,000人程度

■参加料金／ハーフマラソン
7,000円ほか

※競技種目等は変更になる場合があります。

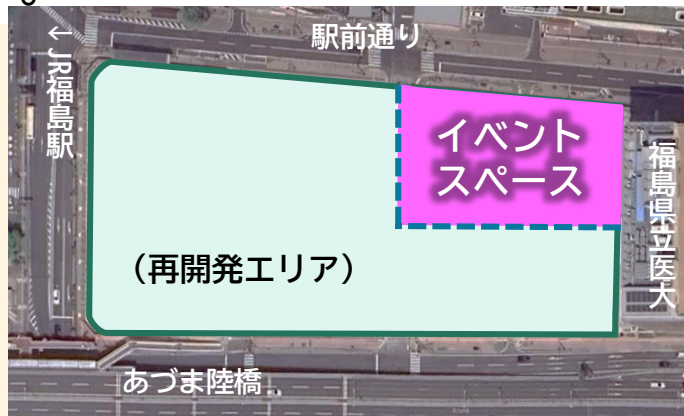


7 再開発エリアの活用

補正額：16,000千円

再開発エリアを工事着手までの暫定期間、イベントなどで活用できるように、仮囲いを一部移設してスペースを確保します。

- ・場所 再開発エリアの駅前通りに面する東側（約3,000㎡）



- ・期間 R6. 10月からR8. 2月頃（建築工事着工）まで



8 福島駅東西通行に関する社会実験

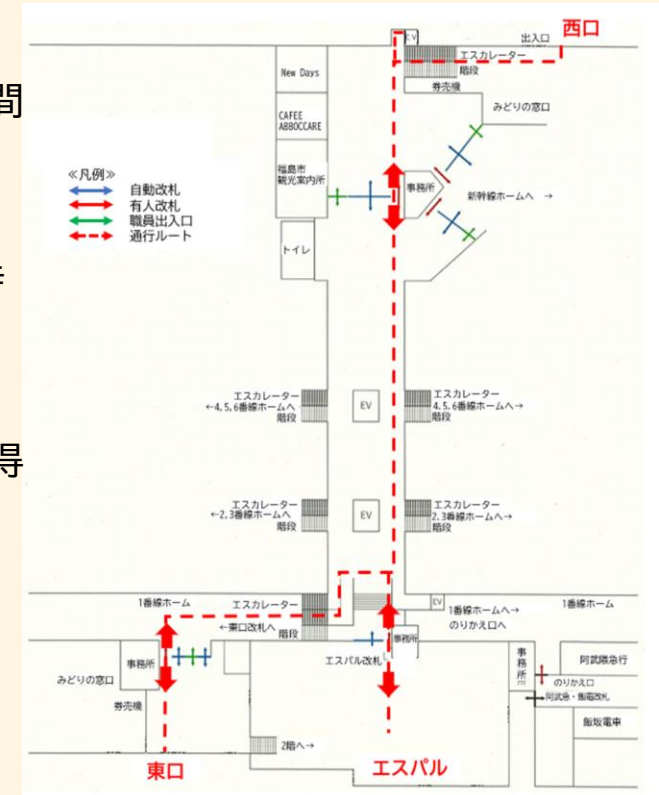
補正額：5,800千円

JR東日本と連携し、福島駅東西通行に関する社会実験を福島駅構内在来線コンコースで行います。

- ・実施期間
R6. 11月～12月のうち1か月間
※準備ができ次第実施

- ・通行時間 9時～21時
※エスパル改札口 10時～20時

- ・通行方法
①『TOHOKU MaaS』のWEBサイトでQRコード取得
② QRコードを出入口の端末で読取



9 四季の里整備

補正額：125,000千円

あづま山麓エリアの拠点として、リニューアルを進める四季の里において、駐車場の拡張を行い、利用者のサービス向上を図ります。

駐車場拡張予定地



○用地面積 5,200㎡

○駐車台数 170台

内訳	普通車	150台
	軽自動車	17台
	おもいやり	3台

※既存駐車場駐車可能台数
248台

令和7年春 供用開始予定



10 信夫山公園開園150周年記念事業

補正額：11,500千円

次の50年先を見据え、信夫山に由来する健脚文化の定着につながるよう公園内の散策環境の充実を図ります。

烏ヶ崎展望デッキ改修



標識柱整備



散策路整備（ウッドチップ舗装）



案内板整備

